

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習のご案内

香川労働局長登録番号 香労登録第15号 登録有効期間満了日令和11年3月30日

事業者・関係者 各位

一般社団法人日本ボイラ協会香川検査事務所

普通第一種圧力容器の取扱い業務については、ボイラー及び圧力容器安全規則第62条によりボイラー技士免許を受けた者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者、または、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっています。
当検査事務所において、香川労働局長の登録教習機関として、標記講習を以下に示す通り実施いたしますのでご案内申し上げます。

対象となる容器等の範囲（労働安全衛生法施行令第1条第5号及び第6条第17号）

- イ. 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて個体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもののうち、その内容積が5 m^3 を超える容器。（口又はハに掲げる容器を除く）
- ロ. 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもののうち、その内容積が1 m^3 をこえる容器。
- ハ. 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもののうち、その内容積が1 m^3 を超える容器。
- ニ. イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器でその内容積が1 m^3 を超える容器。

開催日時	令和7年11月5日(水)～6日(木)9：00～17：00（2日目～16：20）		
会場	第一讃機ビル3階会議室香川県高松市番町3丁目3-17		
定員	40名 定員になり次第受付終了	締切日	10月22日(水)
申込開始日	令和7年9月5日		
講習科目	第1日目	9：00～17：00	構造に関する知識 取扱に関する知識
	第2日目	9：00～15：15	取扱に関する知識 関係法令
		15:20～	修了試験
受講料	17,050円 受講料15,500円+消費税1,550円		
テキスト料	1.普通第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	1,100円	(税込み)
	2.ボイラー及び圧力容器安全規則	1,210円	(税込み)
	テキスト合計金額	2,310円	
送料	430円 事務所に取りに来られる方、当日受取の方は不要 お渡し済のテキスト代は返金対象外です。		
申込み方法	①申込書に必要事項をご記入いただきFAX、郵送または事務所（事前連絡要）までご持参ください。 ②受講料・テキスト料（+送料）をお振込みください。 事務所での現金支払いも可。 ※申込時、本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証等）を添付してください。		
振込口座	百十四銀行県庁支店 普通1126883 あずかりきんぐち 一般社団法人日本ボイラ協会 預り金口（※振込手数料はご負担ください）		
送付先 連絡先	〒760-0017 香川県高松市番町3丁目3-17 第一讃機ビル4階 一般社団法人日本ボイラ協会香川検査事務所：講習 9:00～17：00 TEL 087-831-9398 FAX 087-831-9399 土日祝 休み		
注意事項	会場には駐車場の準備がありません(バイクを含む)。周辺駐車場をご利用ください。 欠席・遅刻・早退等は認められませんのでご注意下さい。		

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習申込書

※受付No.

兼 台 帳

ふりがな 氏 名			修了証番号	※
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)		有／無	交付年月日	※
併記を希望する 氏名又は通称				
生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日 電 話 番 号
現 住 所	〒			
勤務先名称	電話番号			
同上所在地	〒			
テ キ ス ト	☐ 郵送希望 ☐ 当日受取 ☐ 不要			
① 受 講 料				17,050円 (税込)
② テキスト代	☐ 普通第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト			1,100円 (税込)
	☐ ボイラー及び圧力容器安全規則			1,210円 (税込)
③ テキスト送料	☐ 送料 ※郵送を希望されない方は不要			430円 (税込)
お支払い金額	①+②+③ 円			
連 絡 欄	その他ご希望・請求書が必要な方はその旨ご記入ください ☐ 請求書 要 (宛名) (担当者名)			
書替又は再交付	※	年	月	日 書替 再交付

※以外は申込者で記載して下さい。

令和 年 月 日

申込者(ご担当者様)

一般社団法人日本ボイラ協会 香川検査事務所長 宛

備考 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。
併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。